

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年1月15日認可した。

令和3年1月26日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川西下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高屋古田下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高屋國木地区
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西分地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新開北地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東股地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）今井下番地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西梶西地区
坂出市鎌田池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）八幡池地区
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柳の鼻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）土居股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北浦地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柳股地区